第12号

発　行＝小国町役場
編　集＝産業建設課
印　刷＝小千谷市位下印刷

広報おぐに

昭和45年4月15日発行

みんなで交通災害共済に加入しましょう

昭和四五年度予算概要について

昭和四五年度の小国町一般会計並びに特別会計予算が三月十一日から二十八日までの十八日間の長期にわたって慎重なる審議の結果議決されましたのでその概要についてお知らせいたします。

各項目別には次に示したとおりでありまして、一般会計では総額三億五千八百万円で昨年度当初予算に比較して二千二百万円六・五%が増加しております。

本年度は自主財政再建整備団体（赤字団体）の二年目にあたり本年度で赤字を解消して建全財政にたちなおるために才入才出とも極力確実な額を計上いたしました関係で議会では地方交付税の伸びからみて、もっと相当の増額が出来るのではないかという御意見がありまして、これは次の議会において土木、教育、産業関係等各般にわたり補正予算で増額することをお約束いたしました。

才入の面では米価据置き等の関係から農業所得の伸びが少ないことなどから町民税は一四二万八千円も少なくなりました。固定資産税は評価替された年度でありますが農地関係は据置きである関係から宅地、山林、家屋等があがるだけとなって一三三万六千円がふえます。その他タバコ消費税が実績から見て八三三万四千円となり固定資産税について第二位となり町民税が追抜かれてしまいました。「タバコは町内のお店から」買って頂くことがこれだけの額となるのですから今後も是非町内タバコ店から買うようにお願い致します。

当町才入の基幹となる地方交付税二億一千二百万円で総額の五九・二%を占めております昨年当初予算一億八千万円に比較して三千二百万円の増となっております。国庫支出金で特別のものとして災害復旧費六百九十万四千円法末小学校改築補助金六百二十一万円等で通年的なものを合わせて二千四百五十四万八千円、県支出金では本年から農山村振興事業が認められ第一年度は五百九十二万八千円の補助され町道整備事業、共同育苗センター、共同防除機具、小型雪上車整備を計画しており総額で一千八百二十六万一千円となります。その他特別なものとして小学校統合による結城野校森光校等の処分による財産収入で一千七百十万円、町債で法末小学校改築事業債九百二十万円、災害復旧事業債三百十万円、火葬場整備事業債百万円、町道改良事業貸付金三百万円で一千六百三十万円を見込み、総額三億五千八百万円となります。

才出では冒頭申し上げたとおり赤字解消を行なうことを本年の最大目標といたしました。このため別表に示す繰上充用金二千八百万円を計上しました。この額は四四年度赤字宿小のための節減努力や、特別交付税の増額等により二千百万円程度となる見込みでありますが、予算作製の時点に交付税の決定がなかったこと等によるもので次の期会に更正して参ります。

本年度の主たる事業は法末小学校が危険校舎のため永久建築に改築するため二千四百四十万円、へき地保育所設置費五百三十九万五千円山村振興事業九百六十一万七千円、町道改良費六百五十一万円、道路特殊改良二百二十万円、橋梁改良六百二万円、町道開設費八百十万円、火葬場整備費百五十九万円、災害復旧事業一千百六十九万七千円、高校農場整備三百二十六万三千円、過疎対策費百四十八万五千円等が主たる事業となっておりますが、国の公共事業、県単独事業の決定と相俟って事業の促進をはかっていく考えでありますので、住民各位の一層の御協力をお願い申し上げる次第であります。

特別会計については国民健康保険会計が一億一千三百四十七万九千円と昨年に比較して二千六百三十六万九千円増額となりました。これは昨年六月以降急激な医療費の場加が毎月つゞいておること、医療費の値上りによるもので四三年度で繰越された九百万円が全部四四年度で使われ本年度には繰越しすることができないために保険税を止むを得ず、一千五百五十万円増額致すことになりました。一般会計からも三百万円程度繰入れしてこれを減らしていく考えですが、昨年よりは相当大巾な増額となりますが、皆様から保険制度の助け合いの主旨を御理解賜り本事業の円滑なる運営に御協力をお願いいたします

その他上小国診療所特別会計を設け再開いたします。

簡易水道特別会計については例年通り償還を主体としております。

以上本年度予算の概要を述べましたが町民各位の要望は年々高まって参りますが町財政が苦しいために直ちに御期待に添うことが出来ない事が沢山ありますが、皆様の御協力を得まして逐次解決して参る所存でありますから何卒よろしくお願いいたします。

昭和45年度小国町国民健康保険特別会計予算　（単位 千円）

歳入			歳出		
	款	予算額		款	予算額
1	国民健康保険税	40,161	1	総務費	4,650
2	使用料　手数料	4	2	保険給付費	106,080
3	国庫支出金	71,718	3	保健施設費	1,093
4	県支出金	4	4	公債費	200
5	財産収入	20	5	諸支出金	901
6	繰入金	1,563	6	予備費	555
7	繰越金	1			
8	諸収入	8			
	歳入合計	113,479		歳出合計	113,479

昭和45年度小国町立上小国診療所特別会計予算　（単位 千円）

歳入			歳出		
	款	予算額		款	予算額
1	診療収入	5	1	総務費	1,502
2	使用料　手数料	4	2	医業費	2,647
3	国庫支出金	1	3		2
4	繰入金	4,358	4	公債費	218
5	雑収入	2	5	予備費	1
	歳入合計	4,370		歳出合計	4,370

昭和45年度小国町簡易水道特別会計予算　（単位 千円）

歳入			歳出		
	款	予算額		款	予算額
1	使用料　手数料	2,141	1	簡易水道費	1,267
2	繰入金	725	2	公債費	1,598
			3	予備費	1
	歳入合計	2,866		歳出合計	2,866

昭和45年度小国町一般会計予算

（単位 千円）

歳入				歳出			
	款	予算額	構成費		款	予算額	構成比
1	町税	39,890	11.1	1	会議費	10,422	2.9
2	自動車取得税交付金	5,000	1.4	2	総務費	61,047	17.1
3	地方交付税	212,000	59.2	3	民生費	25,904	7.2
4	分担金及び負担金	5,269	1.5	4	衛生費	22,425	6.3
5	使用料　手数料	10,101	2.8	5	労働費	2,580	0.7
6	国庫支出金	24,548	6.9	6	農林水産費	28,871	8.1
7	県支出金	18,261	5.1	7	商工費	4,409	1.2
8	財産収入	17,100	4.8	8	木土費	34,426	9.6
9	寄附金	639	0.2	9	消防費	5,763	1.6
10	繰入金	2,500	0.7	10	教育費	85,270	23.8
11	諸収入	6,392	1.8	11	災害復旧費	11,697	3.3
12	町債	16,300	4.5	12	公債費	31,148	8.7
				13	諸支金	2,385	0.7
				14	繰上充用金	28,000	7.8
				15	予備費	3,653	1.0
	歳入合計	358,000	100.0%		歳出合計	358,000	100.0%

保険税を納めて、健康な文化的の生活をいたしましょう

これは全国的の傾向でありますが、最近年を追うにつれ受診率（診療をうける総件数の被保険者に対する割合）が上昇いたしていると共に医療費の保険者負担が急上昇しております。小国町国民健康保険においても昭和四十二年度に三一五・四五だった受診率が昭和四十五年度推計では三八九・八四となり、医療費の状況を見ると昭和四十五年度は一件当りで昭和四十二年度の四四・二八%増（別表第1表）昭和四十五年度一人当りで昭和四十二年度の七八・八一%増（別表第2表）となっております。このように療養給付費が増嵩してきておりますが、昭和四十三年度会計においては九、二一四千円の繰越金がありましたので、保険税は据置きのまま保険財政の運営がなされてきております。昭和四十五年度会計では前年度の繰越金は全く望めない実態となっております。予算の構成上から分析いたしますと医療費の負担割合は概略患者負担三〇%保険税二五%、国庫負担四五%となっております。このような関連性よりいたしまして医療費の増嵩は即保険税の増に結びつくわけであります。昭和四十五年度小国町健康保険の医療費、療養費の合計額の見込みは一四八、八一〇千円となっております。

昭和四十五年度の保険税は約六割上がります

以上申述べました実情よりいたしまして昭和四十五年度に比し六一・二%の増徴となりますが、健全なる国保事業運営のため格別のご協力をお願いいたします。

1件当りの医療費

別表第1表

年度	入院	外来	歯科	計
41	26,232	2,097	1,420	2,804
42	29,263	2,220	1,464	2,979
43	33,106	2,417	1,087	3,264
44	40,327	3,021	1,063	4,100
45	38,598	3,182	1,679	4,298
43県	35,406	2,321	1,938	3,013

総医療費の1人当り額

別表第2表

年度	入院	外来	歯科	計
41	2,641	4,313	931	7,885
42	3,126	5,314	958	9,398
43	3,747	6,230	1,101	11,078
4〜12月	3,698	5,793	804	10,295
44	1,345	2,108	293	3,746
45	6,013	9,420	1,308	16,471
前年比	119%	119%	119%	119%
43県	3,286	7,730	1,259	12,275
全国	3,614	7,731	1,335	12,680

昭和45年度の小国町における、1人当りの医療費の内訳は、このようになっています。

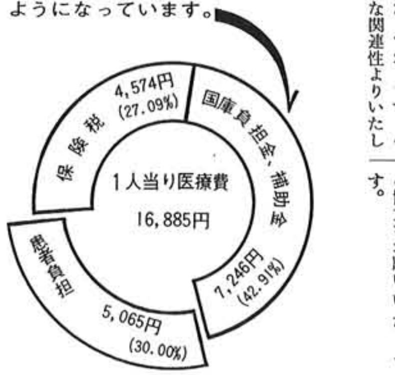

「LPガス―プロパンガス―の安全な使い方」

プロパンガスの性質を知り、安全に、正しく使って下さい。

∽ガスの性質∽

一、空気より重い。
（空気の一・五倍から一・八倍の重さ）
洩れると室内の低いところ、床下などに溜り易い。

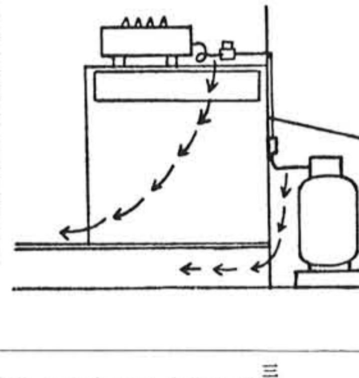

二、燃焼するときに、多くの空気が必要です。
（プロパンガス1に対し、約24倍の空気量。都市ガスの約8倍）

空気が不足すると、不完全燃焼して一酸化炭素が発生するので風呂釜や密閉された室内で器具を使う時は、換気と排気が大切です。

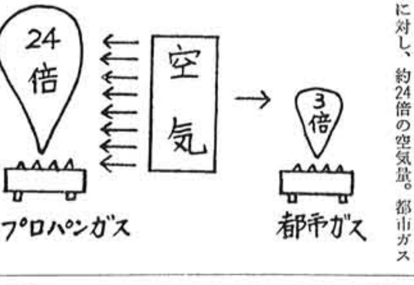

三、容器の中の液が洩れると約250倍のガスになる。

容器を横にしたり、倒したりして少量の液が洩れても大量のガスが洩れたことになり最も危険です。

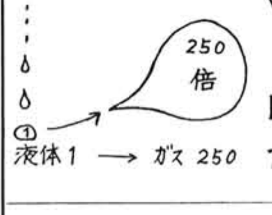

四、においがついている。
空気中に200分の1以上洩れると感ずるようにしてある。

∽安全な使い方∽

一、点火する前に、においに注意する。

二、使った後、寝る前、外出のときは必ず「元栓」を閉める。

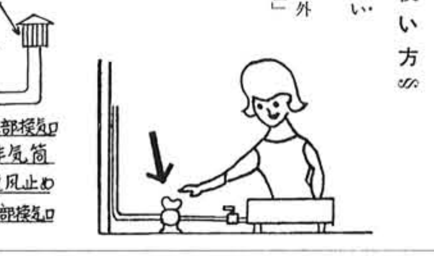

三、風呂がま、大型の湯沸器などを使うときは、換気と排気を十分にする。

これらの器具はガスの使用量も多く、また密閉された場所で使われるので特に注意が必要です。

（換気口、排気筒を設備しましょう）

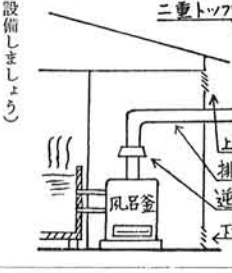

四、ガスの火が吹き消え、立ち消えしないように注意する。

ナベをかけたまゝ外出したため煮こぼれして火が消えることがあります。

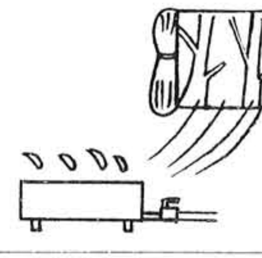

五、ガス洩れのときは近くの火を消し、元栓、容器元弁を閉めて窓や入り口を開けて、ホーキでガスを追い出す。

すぐ点火したり、電気器具のスイッチを入れるのは危険です。

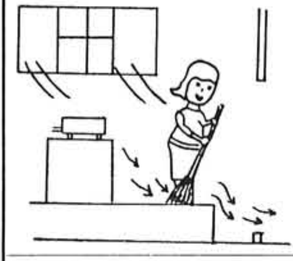

六、ゴム管はホースバンドでしっかり止めましょう。

七、元栓やゴム管の継ぎ目はときどき調べましょう。

石けん水をつけるとアワがでるのでわかります。

マッチでやるのは危険です。

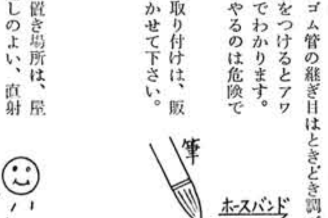

八、容器の取り付けは、販売店にまかせて下さい。

九、容器の置き場所は、屋外の風通しのよい、直射日光の当らないところを選びましょう。

十、万一のときは、近くの火を消し、容器元弁を閉めて、近所の人、消防署販売店などに知らせましょう。

—○○—

- プロパンガスは販売許可の表示のある店から買いましょう。
（販売許可を受け資格者のいる店でなければ取扱いできません）
- 現在使用されている設備に異状がないか、販売店に調べてもらいましょう。

小国町母子健康センターの入所料金改定について

小国町母子健康センター入所料金の一部が四月一日より次のように改定されました。（　）内は改定前の料金。

1　分べん入所料　一三、〇〇〇円（一二、〇〇〇円）
但し、双生児の場合は五、五〇〇円加算（四、五〇〇円）

2　町外居住者の分べん入所料加算額　三、〇〇〇円（二、〇〇〇円）

その他の入所にともなう料金は現行のままです。詳細については役場住民課に問い合せ下さい。

※入所者の安静のため、入所期間中は他人の面会は遠慮して下さい。

昭和45年度交通災害共済組合

3月31日現在加入会員数

部落名	本年加入数	前年加入数	比較
山野田	129	117	＋9
大貝	75	46	＋29
三桶	140	70	＋70
苔野島	60	63	－3
原	145	96	＋49
森光	122	116	＋6
小栗山	206	177	＋29
諏訪井	182	117	＋65
太郎丸	223	142	＋81
小国沢	101	65	＋36
上岩田	68	73	－5
法末	167	137	＋30
檜沢	118	53	＋65
新町	166	133	＋33
上谷内	72	55	＋17
相野原	261	209	＋52
二本柳	21	14	＋7
猿橋	126	90	＋36
法坂	186	172	＋14
桐沢	251	188	＋63
金沢	38	40	－2
箕輪	141	83	＋58
上村	67	53	＋14
下村	213	170	＋43
武石	203	157	＋46
押切	112	87	＋25
七日町	163	89	＋74
上栗	158	74	＋84
原小屋	174	145	＋29
千谷沢	165	91	＋74
鷺之島	129	58	＋71
八王子	168	108	＋60
離山	19	28	－9
芝之又	63	47	＋16
計	4,629	3,363	＋1,266

窓口コーナー

（3）

婚姻届

㈠ **婚姻届の意義**

婚姻とは、終生の共同生活を目的とする一男一女の結合であり、わが国では、婚姻が法律的に認められるためには、戸籍法に規定する届出を要します。これを法律婚主義といいます。従って、**婚姻届をしなければ、事実上の結婚関係にあっても、原則として法律上は夫でも妻でもないことになり**お互いに扶養義務もなければ、相続権もないことになります。役場では、日曜、祭日を問わず受付けしますから、婚姻届は挙式と同時に届け出をするようにしましょう。

㈡ **婚姻で注意しなければならないこと**

民法第七三一条以下に婚姻の要件が定められています。それによりますと、まず(イ)男は十八才、女は十六才にならなければ婚姻できないこと　(ロ)二重婚姻はできないこと　(ハ)女の場合のみ再婚しようとするときは前婚の解消または取り消し後六ケ月を経過していなければならないこと　(ニ)おじ（おば）とめい（おい）の関係では婚姻することができないこと、などが定められています。

㈢ **婚姻届の書き方**

最も重要なことは、婚姻後の夫婦の氏と新しい本籍の記載です。**婚姻後の夫婦の氏**といいますのは、婚姻によっては夫婦は同氏を称することになりますが、その際、**夫の氏を称する（妻が氏を替える）のか、妻の氏を称する（夫が氏を替える）のか**ということであります。夫の氏を称する場合は夫が筆頭者に、妻の氏を称する場合は妻が戸籍の筆頭者になります。**新しい本籍**といいますのは、婚姻により夫婦はそれぞれ従前の戸籍から除かれ、**新しい戸籍をつくることになりますが**、その場所を新本籍といいます。一般的には夫の従前の本籍地に、妻の氏を称した場合は妻の従前の本籍地につくっているようです。

また、**未成年者の場合は父母の同意を必要とします**から、特に記載欄はありませんが、「その他」の欄を利用して署名押印のうえ、「長女某の婚姻に同意」する旨記載していただきます。

なお、届け出には、証人二人の連署、押印が必要です。証人の資格については二十才以上の成年であれば誰でもよいことになっています。もちろん夫妻の両親でもよいわけです。

㈣ **婚姻届のしかた**

婚姻届をする場所は、どこの役場へしてもよいことになっています

小国町に本籍がある者同士の場合は届書は一通で足りますが、一方が他市町村に本籍を有する者であればその者の戸籍抄本を添付のうえ、二通の届書を作成していただきます。また、全く別の場所へ本籍を設ける場合は、三通の届書を要することになります。

㈤ **婚姻届と同時に**

一般的には夫婦の同居を伴う場合が普通ですから、**住民基本台帳に定められた住民異動届をするようにしましょう。**たとい婚姻届があっても、住所を変更する旨の届け出がないと、国保・年金・選挙などの事務処理ができませんので、併せて届け出をするようにしましょう。